

平成十七年総務省令第四十九号

平成十七年度における地方財政法第三十三条の五の四の額の算定に関する省令
地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の四の規定に基づき、平成十七年度に
おける地方財政法第三十三条の五の四の額の算定に関する省令を次のように定める。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の四に規定する総務省令で定めると
ころにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の種類に応じ、当該各号に定める方法
によって算定した額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

一 都道府県 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第十二号。以下「地方交付
税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号に掲げる額

二 市町村及び特別区 地方交付税法等改正法附則第五条第一項第二号に掲げる額

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。